

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

| | | | |
|-----------|--|-------------|-------|
| 処分の内容 | 蓮田市コミュニティセンターの指定管理者の指定の取消及び管理業務の全部又は一部の停止命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例第18条 | | |
| 処分基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （指定の取消し等） 第18条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 （1） 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。 （2） 前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき。 （3） 第15条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。 （4） 第16条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。 2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 | | |
| 処分基準設定年月日 | 令和6年 3月15日 | 処分基準最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 環境経済部自治振興課 | | |
| 備考 | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。